



28 逗 個 情 運 発 第 5 号
2016 年（平成 28 年）4 月 6 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫



逗子市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に係る個人情報の本人外収集、目的外利用・提供及び本人通知の省略について（答申）

2016 年（平成 28 年）3 月 11 日付け、諮問第 8 号「逗子市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に係る個人情報の本人外収集、目的外利用・提供及び本人通知の省略について」に係る逗子市個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 6 号及び同条第 4 項ただし書、第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項ただし書の規定に基づく個人情報の本人外収集、目的外利用・提供及び本人通知の省略につきましては、審議の結果、諮問の内容を適当と認め答申します。

以上